

Apaman Network 株式会社との訴訟についてご報告

1. 弊社は、Apaman Network 株式会社（以下「アパマン社」といいます。）から訴訟を提起されました。そして、令和4年3月14日に和解が成立しましたので、ご報告申し上げます。
2. 訴訟提起に至る経緯は、以下のとおりです。
 - (1) 弊社前代表取締役であったYは、平成17年9月1日、アパマン社との間でアパマンショップネットワーク加盟契約を締結しました。しかし、契約で定めたシステム利用料等が未払いの状態となりました。
 - (2) Yは、平成30年2月28日付けで弊社代表取締役を辞任しました。
 - (3) 篠田英介が、平成30年3月1日付けで弊社代表取締役に就任しました。
 - (4) アパマン社と弊社との間で、平成30年10月7日、債務確認及び債務弁済合意書（以下「合意書」といいます。）が作成されました（ただし、弊社は合意書の有効性について争いました。）。
 - (5) アパマン社は、弊社及びYに対し、この合意書に基づき、支払いを求める訴訟を提起しました。
3. 弊社は、合意書が有効に成立したものとはいえないとして争いました。その理由は、以下のとおりです。
 - (1) 合意書作成時に代表取締役であった篠田英介は、合意書の作成に当たって、アパマン社と協議も合意もしておらず、合意書の作成に一切関与していないこと
 - (2) Yは、弊社代表取締役を辞任した平成30年2月28日以降も弊社の一社員として在籍していたが、そのYがアパマン社から送付されてきた封筒を無断で開披し、合意書に弊社シャチハタ印を無断で押捺したものであること

4. 訴訟では、裁判官からの和解案を受け入れ、アパマン社に金銭を支払う形で和解することとしました。

5. 最後になりますが、弊社とアパマン社とのフランチャイズ契約はすでに終了しており、現在、何ら関係はございません。

また、弊社前代表取締役であるYとは、現在、連絡が取れない状態が続いております。

以下余白